

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から平成3年3月まで
② 平成5年4月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母が行っていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によれば、申立人の資格取得日は、いずれも平成3年4月1日であり、申立期間①は未加入期間となっていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母の記憶は定かではないことから、当時の具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立人が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、オンライン記録では、平成5年4月1日が資格喪失日とされたことにより、申立期間②は未加入期間として記録されているものの、当該資格喪失日に係る入力同年11月30日に行われたことが確認できることから、申立期間②当時、国民年金保険料の納付書が発行され

ていたものと考えられる。

また、申立期間②は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料をいずれも納付している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとしている申立人の母は、申立期間②を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、納付期日が確認できる平成7年4月から8年3月までの期間において、申立人とその母の国民年金保険料の納付期日が同一であることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年9月まで

私は、申立期間には、A市B課の臨時雇用員として勤務していた。上司に、共済組合に加入できないので、国民年金保険料を納付するように言われ、給与をもらうとその都度、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と短期間である上、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年11月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人が、申立期間当時、加入手続を行ったものと考えられるところ、その直後の申立期間が未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について未納期間は無く、職場の上司に申立期間の国民年金保険料を納付するように言われて納付したと述べているところ、申立期間当時、申立人が勤務していたとする部署に当該上司が勤務していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月10日から同年6月1日まで

私は、昭和48年5月10日に、A社B支店から同社に異動となり、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員原簿、申立人から提出された申立期間の給与支払明細表及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和48年5月10日にA社B支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和53年2月1日にA社B工場からC社に異動となったが、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間は、関連事業所間での異動であり、継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びに申立期間当時の総務担当者及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年2月1日にA社B工場からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和53年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成18年9月は11万円、同年10月から20年2月までは17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から20年3月21日まで
給与明細書に記載されている総支給額と厚生年金保険料額からすると、私がA社に勤務していた申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が低いと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は申立人の報酬月額から、平成18年9月は11万円、同年10月から20年2月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同報酬月額算定基礎届及び同資格喪失届に記載されている標準報酬月額並びに事業主から

提出された標準報酬月額決定通知書に記載されている標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、事業主は、「当時、基本給のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、給与からは、基本給に残業代などの各手当を加算した額に見合う金額を厚生年金保険料として控除していた。」としていることから、事業主は、前述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年2月19日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月18日から同年2月19日まで

B社及び同社の関連事業所に勤務した期間のうち、関連事業所間での転籍の話があった申立期間の加入記録が無い。申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することは無く、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、継続して勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A社において昭和54年2月18日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年2月19日にB社において被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る雇用保険の加入記録及びB社の回答書によれば、申立人は、申立期間において、同社及び同社の関連事業所であるA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険法第14条においては、資格喪失の時期について、適用事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、前述の雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は昭和54年2月18日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和54年2月19日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から60年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったために、国民年金保険料の納付は母が行っていた。母は、私の1年分の国民年金保険料を毎年度末に一括して納付していたと聞いていたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

なお、国民年金の加入手続については、自分で行ったのか母が行ったのか分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても確認できず、申立期間当時、申立人が居住していたA市及び申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母が居住していたB市にも、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、再婚後に役所の人から、「再婚したのだから、また国民年金に加入したらどうか。」と勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市（現在は、B市）が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立期間はいずれも未加入期間となっていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月ごろから 32 年 3 月ごろまで
② 昭和 32 年 3 月ごろから 34 年 2 月ごろまで
③ 昭和 34 年 5 月ごろから 35 年 12 月ごろまで
④ 昭和 40 年ごろから 48 年ごろまで

私は、申立期間①にはA町（現在は、B市）のC社に3年程度、申立期間②にはD町（現在は、E市）のF社に2年程度、申立期間③にはG社に1年8か月程度、申立期間④にはH県I町のJ社に9年程度、それぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によれば、C社は、昭和 42 年 12 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社に勤務していた期間及び厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではない上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②及び③については、同僚についての申立人の記憶は定かではないことから、F社及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②及び③にこれら事業所に勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会しても、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間②及び③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、F社に勤務していた複数の同僚は、申立期間②当時、「F社では、本人の希望により厚生年金保険に加入することになっていた。」と述べている。

さらに、申立人の当時の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間③当時、健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

申立期間④については、オンライン記録において、申立人が勤務していたとするJ社に該当する厚生年金保険の適用事業所は無く、適用事業所となっていることが確認できない。

また、当時の事業主及び同僚についての申立人の記憶は定かではないことから、申立期間④に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①にはA社に時間職員として、また、申立期間②にはB社に非常勤職員としてそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C県から提出された申立人に係る人事記録、A社から提出された名簿及びB社から提出された職員録により、申立人は、申立期間①において、A社に時間職員として、申立期間②において、B社に非常勤職員としてそれぞれ勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は昭和 51 年 4 月 1 日に、B社は 52 年 4 月 1 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間は、両社が適用事業所となっていない期間である。

また、「非常勤職員の社会保険等加入の取扱いについて」（昭和 52 年 3 月 8 日付けC県通知）には、「昭和 51 年度より 1 年間の雇用期間のある者に限って加入させることとした。」と記載されており、C県では、申立期間当時、非常勤職員は厚生年金保険被保険者となることができなかつたとしている。

なお、C県に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。